

原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件

管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1 A200900133 平成21年5月10日(三重県) 平成21年5月20日	空気清浄機	(火災・軽傷1名) 当該製品を使用中に当該製品周辺が焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	<p>○当該製品は外観に著しい変形はなかったが、内部はファンケースが著しく焼損し溶融・変形しており、下部の送風ファン部も溶融・焼損していた。</p> <p>○放電ユニットの電極部には、微少な異常放電の痕跡が認められた。</p> <p>○同等品の放電ユニットを異常放電させ、電極に付着した可燃物が出火に至るか確認したが、再現しなかった。</p> <p>●当該製品は、放電ユニット電極部に異常放電の痕跡があったことから、事故事象は再現できなかったものの放電ユニットから発火したものと推定されるが、外部から火の粉を吸い込み焼損した可能性も否定できないため、製品起因か否かも含め事故原因の特定に至らなかった。</p>	
2 A200900137 平成21年5月5日(福岡県) 平成21年5月20日	テレビ(ブラウン管型)	(火災) 火災が発生し、現場に当該製品があった。	<p>○当該製品は原型を留めないほど著しく焼損していた。</p> <p>○残存していた電気部品等に出火原因となる異常は認められなかったが、一部の基板が焼失等により未回収であったため確認出来なかった。</p> <p>○残存していた電源コードに溶融痕等の出火の痕跡は認められなかったが、一部が未回収であった。</p> <p>○残存していた基板及び樹脂は前側の焼損が著しかった。</p> <p>●当該製品の回収された電気コード、電気部品には出火の痕跡が認められなかったが、焼損が著しく、一部の電気基板が未回収のため、製品起因か否かも含め事故原因の特定に至らなかった。</p>	・使用期間：約8年 A200900138(DVDレコーダ)、 A200900139(ビデオデッキ)と同一事故

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
3	A200900177 平成21年5月20日(福島県) 平成21年6月4日	電気冷蔵庫	(火災) 火災が発生し、現場に当該製品があった。	<p>○当該製品は焼損が著しく、残存していた電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○一部の電気部品(コンプレッサーのPTCリレー、内部配線等)が未回収のため、確認できなかった。</p> <p>○当該製品が設置されていた台所の隣室には、まきふろがまが設置されており、使用者は、事故当日に点火した状態で外出していた。また、まきふろがまの煙突には亀裂があり、火の粉が飛び出ることがあったとのこと。</p> <p>●当該製品の回収された電気部品等に熔融痕等の出火の痕跡は認められず、外部からの延焼により焼損した可能性も考えられるが、焼損が著しく、一部の電気部品が未回収のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定に至らなかった。</p>	
4	A200900235 平成21年6月9日(愛知県) 平成21年6月25日	テレビ(ビデオ一体型・ブラウン管型)	(火災) 家屋が全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	<p>○当該製品は焼損が著しかった。</p> <p>○当該製品の全ての部品は回収されていないが、回収された部品に出火元となる異常箇所は認められなかった。</p> <p>○テレビ台の下にあった電気製品は完全に焼損していた。</p> <p>●当該製品の回収された電気部品等に出火の痕跡は認められなかったが、一部電気部品が未回収のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・使用期間:約15年
5	A200900240 平成21年6月4日(山形県) 平成21年6月26日	延長コード	(火災) 複数の水槽で使用する電気製品を当該製品に繋いでいたところ、当該製品付近から発火した。	<p>○当該製品のタップ内部の刃受け部が熔融し、刃受け間の樹脂が炭化、焼損していた。</p> <p>○当該製品は観賞魚用水槽の隣に設置されており、水槽用濾過装置、水槽用サーモスタット付ヒーター、水槽用ポンプ及び水槽用蛍光灯が接続されていた。</p> <p>○タップ内部の焼損が著しいため、水分等の浸入の痕跡や異物は確認できなかった。</p> <p>●当該製品のタップ内部でトラッキング現象等により絶縁劣化が生じて出火に至った推定されるが、タップ内部の焼損が著しく、水分等の浸入の痕跡が確認できなかったため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	A200900220(水槽用濾過装置)、A200900239(水槽用サーモスタット付ヒーター)、A200900243(水槽用エアープンプ)と同一事故

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
6	A200900247 平成21年5月14日(埼玉県) 平成21年6月30日	折りたたみ椅子	(重傷1名) 当該製品を使用していたところ、座面が破損し、重傷を負った。	<p>○使用者が、風呂場で当該製品を使用したところ、座面が突然裂けて抜けたため、座面に腰が入ってしまい事故に至った。</p> <p>○当該製品の樹脂製座面周縁部には、周縁に沿って延性破壊の亀裂が認められた。</p> <p>○左側金属製フレーム支持部との境界付近には、亀裂の起点と考えられる痕跡が認められた。</p> <p>○破断面には、樹脂の成形不良や酸化劣化による脆化の痕跡は認められなかった。</p> <p>○他の背もたれや接合部分には、亀裂や劣化などの異状が認められなかった。</p> <p>●当該製品には、製造不良や劣化が認められず、座面に何らかの強い衝撃が加わった可能性も考えられるが、使用状況などの詳細が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p> <p>なお、当該製品の同型品では、JISにて座面の静的強度、耐衝撃性や耐久性を満足しており、座面の樹脂素材の耐湿・耐水性にも問題は認められなかった。</p>	
7	A200900322 平成21年7月9日(大阪府) 平成21年7月21日	折りたたみ椅子	(重傷1名) 当該製品を使用していたところ、当該製品が崩れ、真下に落ちて重傷を負った。	<p>○当該製品左側の後ろパイプと座面パイプを接合するリベット、及び当該製品右側の前パイプと座面パイプを接合するリベットに外れ、変形が認められ、当該製品左右にある前後パイプの連結金具には変形が認められた。</p> <p>○前後パイプの交点に、後ろパイプ端部に取り付けられている樹脂キャップの滑り跡やパイプがずれて付いた傷が認められた。</p> <p>○後ろパイプ端部の樹脂キャップは両側とも外れており、確認できなかった。</p> <p>○着座荷重によるリベット取付け穴の変形は認められなかった。</p> <p>○同等品が入手できないため、当該製品の耐久性能は確認できなかった。</p> <p>●当該製品の繰り返し使用によって、当該製品の前後パイプの連結金具や後ろパイプと座面パイプを接合するリベットが徐々に変形し、事故発生時の着座荷重によりリベットが外れ事故に至った可能性が考えられるが、同等品が入手できないため当該製品の耐久性能が確認できず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p> <p>なお、当該製品は、座面に1300Nの垂直荷重を10秒間・10回繰り返し加える強度試験を実施し、破損、外れ、変形がないことを確認している。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
8	A200900341 平成21年6月19日(大分県) 平成21年7月24日	電気がま	(火災) 火災が発生し、現場に当該製品があった。	<p>○当該製品の電源コードに複数の溶融痕が見られ、解析したところ電源側は二次痕の可能性が高い結果が得られたが、本体側にある溶融痕は解析できなかった。</p> <p>○当該製品本体のコードリール金属枠のコード出入口に電源コードが短絡したときにできた金属溶融物の付着が見られた。</p> <p>○電源コードのコードリール側接点バネが回収されていないため、異常の有無を確認できなかったが、接点バネと接触する部に溶融痕等の異常は見られなかった。</p> <p>○当該製品の使用状況が不明である。</p> <p>●当該製品の電源コードに複数の溶融痕が見られるが、一次痕であるか2次痕であるか特定できず、一部の電気部品が未回収のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
9	A200900394 平成21年7月22日(千葉県) 平成21年8月12日	換気扇	(火災) 当該製品から出火し、周辺を焼損した。	<p>○トイレに設置された当該製品と屋内配線との接続部から出火したが、当該製品の取付け状況は不明であった。</p> <p>○当該製品の内部に雨水等が侵入した痕跡は確認できなかった。</p> <p>○屋内配線を接続する端子台の一部が焼損し、トラッキングによるものとみられる溶融痕が認められた。</p> <p>○モーターなどのその他の部品に、異常は見られなかった。</p> <p>●当該製品と屋内配線との接続部においてトラッキングが生じて短絡したものと推定されるが、当該製品の取付け状況が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
10	A200900536 平成21年7月15日(東京都) 平成21年10月8日	折りたたみベッド	(重傷 1名) 当該製品を使用中、本体を支える中央部の支柱が折れ、負傷した。	<p>○当該製品の中間サポートの破断面は疲労破壊と延性破壊の痕跡が認められた。</p> <p>○中間サポートの床面と接する部分には、異物を巻き込んだことを示すような傷や変形は認められなかった。</p> <p>●当該製品の中間サポートが傾いた状態であったため、中間サポートのパイプ上部の接合部に応力が集中し亀裂が入り、その状態で使用を繰り返したことで亀裂が拡大し破断に至ったものと推定されるが、中間サポートに傷や変形は認められず、使用状況が不明であるため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p> <p>なお、当該製品は社内基準による垂直荷重試験及び床面荷重試験では基準を満たしていた。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
11	A200900544 平成21年9月24日(長崎県) 平成21年10月9日	エアコン	(火災) 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の焼損が著しく、樹脂部品等は焼失していた。</p> <p>○電源基板や制御基板の一部が焼失又は回収されておらず確認できなかった。</p> <p>○電源コードが断線しており溶融痕が確認されたが、断線箇所が出火元であるのか特定することができなかった。</p> <p>●当該製品の焼損が激しく、電気基板と制御基板の一部が未回収のため、製品起因か否かを含め事故原因の特定には至らなかった。</p>	・使用期間:不明(製造期間から12~14年と推定)
12	A200900860 平成21年12月30日(大阪府) 平成22年1月8日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中にブレーキをかけたところ、前輪がロックして転倒し、重傷を負った。	<p>○当該製品の前輪は、泥よけが本体フレームに当たるほど後方に變形して、左ペダルを巻き込んでおり、後輪は、荷台や泥よけに大きな變形が生じて回転しない状態であった。また、前輪スポークの1本には、車輪回転方向と逆向きの変形が認められた。</p> <p>○前ホークは、両側共に後方へ大きく變形し、ホーク肩近傍に變形によるしわが認められたが、内側に擦れた痕跡は認められなかった。</p> <p>○前輪ブレーキは、左側ブレーキが右側ブレーキに比べて後方にずれていたが、ブレーキアームの固定状態に問題は認められなかった。また、左右ブレーキシューの前方下側に極端な偏摩耗が認められた。</p> <p>○前輪には、不規則な回転調子や大きな振れ幅などの異状が認められなかった。</p> <p>●当該製品の前輪左右のブレーキシューに極端な偏摩耗が認められるが、ブレーキ本体に前輪ロックへ至る異常が認められず、当該製品の破損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p> <p>なお、当該製品と同型式品の前ホークは、JIS D9402の前ホーク強度の基準を満たしていた。</p>	
13	A200900918 平成21年11月3日(兵庫県) 平成22年1月25日	電子レンジ	(火災) 火災が発生し、現場に当該製品があった。	<p>○残存していた電気部品から出火した痕跡は認められなかった。</p> <p>○電源コードや基板類(フィルター基板、制御基板)などが焼失しており、確認できなかった。</p> <p>●当該製品の回収された電気部品等に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
14	A200901097 平成22年1月5日(大阪府) 平成22年3月4日	IH調理器	(火災) 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、飲食店の厨房で業務用として使用されていた。</p> <p>○本体は焼損が激しく、外郭部分は焼失し、残存する部品も少なく、制御基板も残存していなかった。</p> <p>○制御基板につながる加熱コイルの接続端子(一極)とコンデンサーのリードに溶融痕が認められた。</p> <p>●当該製品の加熱コイルの端子部に溶融痕が確認できたことから、トラッキング等により製品内部から出火したものと推定されるが、煮こぼれやホコリの進入によって出火した可能性もあるため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
15	A200901098 平成22年2月9日(福岡県) 平成22年3月4日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、突然ペダルが動かなくなり、転倒し、負傷した。	<p>○当該製品の後輪リムは、ポテトチップス状に湾曲し後輪がロックした状態であったが、後輪リムに局部的な凹みやリム接合部の外れ等の異常は認められなかった。</p> <p>○前輪のリムの振れ及びスポーク張力は、JIS基準を満たしていた。</p> <p>○後輪は変形しているため、事故発生前の後輪リムの振れやスポーク張力の状態は確認できなかった。</p> <p>○後輪以外の箇所に変形等の異常は認められなかった。</p> <p>●段差を通過する際に、当該製品の後輪リムが変形したため、後輪とブレーキが干渉してロックしたものと推定されるが、事故発生前の後輪のリム振れやスポーク張力の状態が確認できないこと及び、事故時に後輪に過大な衝撃力が加わったか否かが不明なため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	